特定秘密の保護に関する法律施行令(平成二十六年政令第三百三十六号)特定秘密の保護に関する法律施行令の一部を改正する政令案(新旧対照表

(傍線部分は改正部分)

(行政機関から除かれる機関)

改

正

後

第

進本部、 業庁、 覧会推進本部、 部、 政策本部、 推進本部、 別区域推進本部、 地域再生本部、 改革特別区域推進本部、 は、 の規定により読み替えて適用する法第二条の行政機関から除かれる機関 特定複合観光施設区域整備推進本部、 アイヌ政策推進本部、 東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会推進本部 高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部、 スポーツ庁、文化庁、中央労働委員会、林野庁、 観光庁、 特定秘密の保護に関する法律(以下「法」という。)附則第三条 ノ管理委員会、 健康・医療戦略推進本部、 まち・ひと・しごと創生本部、サイバーセキュリティ戦略本 原子力防災会議、 郵政民営化推進本部、 人事院、 運輸安全委員会及び会計検査院とする。 総合海洋政策本部、 公害等調整委員会、検察庁、 宮内庁、 知的財産戦略本部、 新型コロナウイルス感染症対策本部 国土強靱化推進本部、 公正取引委員会、 社会保障制度改革推進会議、 中心市街地活性化本部 宇宙開発戦略本部、 ギャンブル等依存症対策推進本 地球温暖化対策推進本部、 個人情報保護委員会 公安審査委員会、 社会保障制度改革推 都市再生本部、 特許庁、中小企 総合特別区域 道州制 水循環 国際博 構造 玉 特 第

(行政機関から除かれる機関)

現

行

進本部、 委員会、 部、 は、 **庁、中小企業庁、** 部、 改革特別区域推進本部、 一条 保護委員会、カジノ管理委員会、公害等調整委員会、検察庁、 推進本部、 別区域推進本部、 地域再生本部、郵政民営化推進本部、 政策本部、 の規定により読み替えて適用する法第二条の行政機関から除かれる機関 特定複合観光施設区域整備推進本部、ギャンブル等依存症対策推進本 アイヌ政策推進本部、 高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部、 東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会推進 特定秘密の保護に関する法律(以下「法」という。 国税庁、 健康·医療戦略推進本部、 まち・ひと・しごと創生本部、サイバーセキュリティ戦略本 原子力防災会議、 観光庁、運輸安全委員会及び会計検査院とする。 スポーツ庁、文化庁、中央労働委員会、林野庁、 総合海洋政策本部、 知的財産戦略本部、 人事院、宮内庁、 国土強靭化推進本部、 社会保障制度改革推進会議、 中心市街地活性化本部 宇宙開発戦略本部、 公正取引委員会、 地球温暖化対策推進本部、 社会保障制度改革推 都市再生本部、)附則第三条 総合特別区域 公安審査 道州制特 個人情報 水循環 本部